京都市まちねこ活動支援要綱

(平成27年7月8日制定 保健福祉局長決定)

目 次

第1章 総則

第2章 登録

第3章 避妊去勢手術の実施

第4章 状況の把握

第5章 責任の所在

第6章 雑則

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の目的である「動物の不適正な取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現」に資するため、京都市野良猫への給餌に係る届出掲示制度実施要綱(平成27年4月1日保健福祉局長決定)による適切な給餌活動に対する本市の支援のほか、所有者等のない猫(以下「野良猫」という。)を地域住民が、その合意と協力の下で自ら定めたルールに基づいて適切に管理する活動について、その内容及び本市が行う支援に関し必要な事項を定めるものである。

(まちねこ活動)

- 第2条 野良猫を地域住民が、その合意と協力の下、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準」を基本として自ら定めたルールに基づいて適切に管理する活動で、次に掲げる要件を満たすもの(ただし、第5条第2項による登録を受けたものに限る。)を「まちねこ活動」とする。
 - (1) 活動を行うことについて、町内会等(自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体をいう。以下同じ。)の合意が得られているものであること。
 - (2) 活動は、同一世帯員ではない地域住民 2 人以上(ただし、その管理する野良猫が 1 0 頭以上の場合にあっては 3 人以上)による団体を構成して行うものであること。
 - (3) 活動を行う地域(以下「活動地域」という。)にいる野良猫の状況を把握していること。

ア 活動地域は、町内会等単位を原則とする。

- イ 前アの例外となる地域を活動地域とする場合は、次の状況等を勘案して、その 地域が明確であり、かつ合理的なものとなるようにしなければならない。
 - (ア) 野良猫の生息の状況
 - (イ) 迷惑事象の発生の状況
 - (ウ) 活動に対する地域住民の理解の状況
 - (エ) 野良猫を地域のルールに基づいて適切に管理するうえで必要となる活動団体 の構成人数、活動体制等の状況

(活動者の責務)

- 第3条 まちねこ活動を行う者は、常に、地域での活動の説明や理解を得る取組に努めるとともに、活動に起因する苦情等に適切に対応することとする。
- 2 まちねこ活動団体は、その管理する野良猫(以下「まちねこ」という。)の生殖を 不能にする手術(以下「避妊去勢手術」という。)の実施、給餌活動だけではなく、 新たな飼い主を探す取組に努めるとともに、所有者等のいる猫についても、その飼 い主に対し、屋内飼養の徹底等の適正飼養の考え方の普及、啓発に努めるものとす る。

(本市の支援)

- 第4条 本市は、まちねこ活動について、次に掲げる支援を行う。
 - (1) まちねこ活動を行おうとする際の地域における合意形成やルール作成に係る助言や指導を行うこと。
 - (2) まちねこ活動を登録し、まちねこに対し避妊去勢手術を行うこと。
 - (3) 前号の避妊去勢手術を行うに当たり、まちねこを保護するための猫保護器の貸出しを行うこと。

第2章 登録

(活動の登録)

- 第5条 まちねこ活動を行おうとする団体は、「まちねこ活動登録申請書」(第1号様式。以下「登録申請書」という。)に、町内会等の承諾書及び次に掲げる事項を示した周辺地図を添えて、医療衛生センター長に提出するものとする。
 - (1) 活動地域の範囲
 - (2) 給餌の場所
 - (3) 野良猫用のトイレの場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 医療衛生センター長は、提出された登録申請書に基づき、当該活動の内容について、次の確認をしたうえで、適切と認めるものについて、活動を登録する。
 - (1) 町内会等の長に対する合意形成の確認
 - (2) 現地調査等による野良猫の適切な管理活動が可能であることの確認
- 3 前項の登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。

4 医療衛生センター長は、第2項の登録をしたときは、団体に対して、その旨を通知するとともに、動物愛護センターに登録申請書等の写しを送付する。

(登録の更新)

- 第6条 前条第2項の規定による登録は、更新することができる。
- 2 登録を更新しようとする団体は、「まちねこ活動登録更新申請書」(第2号様式。 以下「更新申請書」という。)に、町内会等を代表する者の承諾書を添えて、従前の 登録の有効期間の満了の日(以下「満了日」という。)の30日前から満了日までに 医療衛生センター長に提出するものとする。
- 3 前項の申請書を受理した医療衛生センター長は、提出された更新申請書に基づき、 当該活動の内容について、次の確認をしたうえで、適切と認めるものについて、登 録を更新する。
 - (1) 町内会等を代表する者に対する合意形成の確認
 - (2) 現地調査等による野良猫の適切な管理活動が実施されていることの確認
- 4 前項の更新登録の有効期間は、満了日の翌日から3年間とする。
- 5 医療衛生センター長は、第3項の更新をしたときは、団体に対して、その旨を通知するとともに、動物愛護センターに更新申請書等の写しを送付する。

(登録の抹消)

- 第7条 まちねこ活動団体は、まちねこ活動を廃止しようとするときは、「まちねこ活動廃止届出書」(様式第3号)を医療衛生センター長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出を受けた医療衛生センター長は、活動の状況について調査確認を行ったうえで、当該まちねこ活動団体の登録を抹消するとともに、動物愛護センターに 廃止届出書の写しを送付する。
- 3 医療衛生センター長は、前2項の規定に関わらず、期限までに第6条の更新が行われなかったもの又は活動の実態が認められない若しくは効果がないと思料するものについて、まちねこ活動団体に、第1項に規定する届出を行うよう求め、又は必要な調査を行ったうえ職権で登録を抹消することができる。

なお、抹消した際には、動物愛護センターにその旨を通知する。

第3章 避妊去勢手術の実施

(猫保護器の貸出)

- 第8条 本市は、まちねこを保護するため希望する第5条第2項の規定による登録を 受けた団体(以下「まちねこ活動団体」という。)に対し、猫保護器を貸し出すこと ができる。
- 2 貸出しを受けようとする団体は、医療衛生センター長へ申し出るものとする。
- 3 申出を受けた医療衛生センター長は、支障がないと判断した場合は、猫保護器を 貸し出すことができる。
- 4 猫保護器の貸出しは、各区医療衛生コーナー(南区及び支所を除く。)又は動物愛

護センターにおいて行う。

(避妊去勢手術の申請)

第9条 まちねこ活動団体は、まちねこの避妊去勢手術を依頼しようとするときは、 まちねこ避妊去勢手術実施申請書(第4号様式)を医療衛生センター長に提出する ものとする。

(避妊去勢手術の実施)

- 第10条 避妊去勢手術の実施の日時は、動物愛護センターが医療衛生センター長を 通じ、まちねこ活動団体に通知する。
- 2 まちねこ活動団体は、指定された日時に避妊去勢手術を実施できるよう、まちねこを保護し、各区医療衛生コーナー(南区及び支所を除く。)又は動物愛護センター へ搬入するものとする。

(放猫)

- 第11条 避妊去勢手術したまちねこは、動物愛護センター職員により放猫を行う。
- 2 前項の放猫に当たり、医療衛生センターは、日時等の調整を行う。

第4章 状況の把握

(報告)

- 第12条 まちねこ活動団体は、1年ごとに、医療衛生センター長に対して、「まちねこ活動状況報告書」(第5号様式)を提出し、まちねこの管理の状況について、報告しなければならない。ただし、第6条の登録の更新を行う年度にあっては更新申請書をもってこれに代えることができる。
- 2 前項に規定する報告は、第5条第2項の登録をした日の属する年の翌年以降、毎年、登録した日と同月日(同月日がないときは、その直前の日)から30日以内に 行うものとする。

(確認)

第13条 医療衛生センター長又は動物愛護センター所長は、前条の規定に関わらず、 必要に応じて、まちねこ活動団体に対し、まちねこの管理の状況その他の活動の効果及び適切性を確認するため必要な事項について報告を求めることができる。

第5章 責任の所在

第14条 まちねこ活動の実施により生じた問題は、当該まちねこ活動団体又はその 構成員が誠実に対応し、処理することとし、本市は責任を負わない。

第6章 雜則

(本市における内部役割分担)

- 第15条 医療衛生センターは、次に掲げる役割を担う。
 - (1) 活動の内容を確認すること。
 - (2) まちねこ活動を行おうとする者又は町内会等に対し、団体の形成、団体による活動地域の決定、地域の合意形成等について必要な相談、助言、指導等を行うこと。
 - (3) 猫保護器のまちねこ活動団体への貸出しを行うこと。
 - (4) まちねこ活動団体と避妊去勢手術や放猫の日時等に係る連絡調整を行うこと。
 - (5) 京都市動物愛護推進員その他の関係者及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- 2 動物愛護センターは、次に掲げる役割を担う。
 - (1) 避妊去勢手術を行うこと。
 - (2) 避妊去勢手術の準備及び術前術後のまちねこの管理を行うこと。
 - (3) 猫保護器の医療衛生センターへの貸出しを行うこと。
 - (4) 避妊去勢手術に係る野良猫の搬送及び放猫を行うこと。
- 3 医療衛生企画課は、事業に関する総合的な企画、運営及び全市的な観点から関係 事業所等との連絡調整を行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は医療衛生推進室長が定める。

附則

- 1 この要綱は、決定日から施行する。
- 2 旧要綱は、本要綱の施行に伴い、廃止する。
- 3 旧要綱に基づく登録を受けた活動は、この要綱に基づく登録を受けたものとみなす。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

まちねこ活動登録申請書

(宛先)	京都市医療衛生センター長		年	月	日	*
住所		活動者氏名				
			電話	_		
住所		活動者氏名				
			電話	_		
住所		活動者氏名				
			電話	_		

※主たる連絡先となる方にチェックをしてください。

地域が主体となり飼い主のいない猫を適切に管理することにより、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする「まちねこ活動」の目的と内容を理解したうえで、京都市まちねこ活動支援要綱に基づく活動団体の登録を受けたいので申請します。

また、活動者全員が、裏面の記載事項について同意し、了承します。

活動する地域	区	町内	
申請者を含む 活 動 者 数		名	
管理する猫の頭数		頭	

添付書類

- 1 周辺地図 (町内会等が分かるもの)
- 2 エサ場、トイレの設置場所を示したもの
- 3 まちねこ活動承諾書(参考様式1新規申請用)

収受印		

第1号様式裏面

- 1 「京都市まちねこ活動支援要綱」に基づき以下の内容について了承し、遵守します。
- (1) 「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、地域が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理する「まちねこ活動」の目的と内容を理解したうえで、活動を実施すること。
- (2) 「まちねこ」への給餌については、エサの放置等をすることなく、適切に管理すること。
- (3) 「まちねこ」用のトイレを設置し、清掃を適切に実施すること。
- (4) 「まちねこ」は、全て避妊去勢手術を実施すること。
- (5) 借り受けた「まちねこ」保護器について、「まちねこ」に避妊及び去勢手術を受けさせるために保護する目的以外での使用は一切しないこと。また、破損・紛失等の事態が発生した場合、一切の責任を負うこと。
- (6) 「まちねこ活動」により生じたトラブル等については、活動者と地域で解決すること。
- (7) (6) にあたる問い合わせがあった場合には、活動者の氏名、住所及び連絡先の開示について了承すること。
- (8) 「まちねこ活動」が長期間出来るよう、活動に係る人員の確保に努めること。
- (9) 上記のほか、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準」を参考に、必要なルールを定めて取り組むこと。
- 2 避妊去勢手術を実施するに当たり、以下の内容について理解し同意したうえで、手術時及び術 前術後に発生した不測の事態及び手術に係る以後の経過については、一切の不服を申し立てませ ん。
- (1) 手術内容

全身麻酔により、避妊手術は卵巣若しくは子宮又は卵巣及び子宮を、去勢手術は精巣を摘出します。また、手術済の猫であることを示す識別の措置を行います。

(2) 手術の危険性

避妊去勢手術は、全身麻酔を伴う手術の為、麻酔薬に対するアレルギー反応の事故等、必ずリスクを伴います。また、高齢になるほど手術の負担が大きくなります。発情中のメスを手術する際は、出血が多くなる危険もあります。事前の精密検査等による内臓機能状態の把握が出来ませんので、飼い猫に対して実施する同様の手術よりもリスクが大きくなります。特に、野良猫は外部寄生虫・ウイルス感染症等の病気に既に感染している可能性が高いため、保護・入院によるストレスや手術に起因して発症し、死に至ることがあります。

(3) その他の事項

手術日前12時間はエサや水を与えないで下さい。全身麻酔をかけて手術を実施した際に、 胃の内容物を嘔吐し、嘔吐物により気管が詰まる危険性があります。

まちねこ活動登録更新申請書

(宛先) 京都市医療衛生センター長	年 月 日	*
住所	活動者氏名	
	電話	
住所	活動者氏名	
	電話	
 住所	活動者氏名	
	電話	
登 録 地 域 名		
	※主たる連絡先となる方にチェックをしてください。)
地域が主体となり飼い主のいない猫	昔を適切に管理することにより、人と動物の共生する神	土会
の実現に資することを目的とする「ま	ちねこ活動」の目的と内容を理解したうえで、京都市	有ま
ちねこ活動支援要綱に基づく活動団体	xの登録の更新を受けたいので申請します。	
また、活動者全員が、裏面の記載事	事項について同意し、了承します。	
まちねこ活動の状況は次のとおりで	*j.	
申請者を含む活動者数		名
田 大 笠 四 土 フ 卅 の 語 粉		古古
現在管理する猫の頭数		頭
現在管理する猫のうち		
避妊去勢手術済の猫の頭数		頭
その他、まちねこ活動		
に関する報告事項		
(効果、苦情対応の状況、		
課題、活動内容の変更等含む)		
	ಚಿ≎್ರ ಬೆ⊓	
添付書類		

1 まちねこ活動承諾書(参考様式2更新申請用)

第2号様式裏面

- 1 「京都市まちねこ活動支援要綱」に基づき以下の内容について了承し、遵守します。
- (1) 「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、地域が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理する「まちねこ活動」の目的と内容を理解したうえで、活動を実施すること。
- (2) 「まちねこ」への給餌については、エサの放置等をすることなく、適切に管理すること。
- (3) 「まちねこ」用のトイレを設置し、清掃を適切に実施すること。
- (4) 「まちねこ」は、全て避妊去勢手術を実施すること。
- (5) 借り受けた「まちねこ」保護器について、「まちねこ」に避妊及び去勢手術を受けさせるために保護する目的以外での使用は一切しないこと。また、破損・紛失等の事態が発生した場合、一切の責任を負うこと。
- (6) 「まちねこ活動」により生じたトラブル等については、活動者と地域で解決すること。
- (7) (6) にあたる問い合わせがあった場合には、活動者の氏名、住所及び連絡先の開示について了承すること。
- (8) 「まちねこ活動」が長期間出来るよう、活動に係る人員の確保に努めること。
- (9) 上記のほか、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例第9条第2項の規定に基づく適切な給餌の方法に関し市民等が遵守すべき基準」を参考に、必要なルールを定めて取り組むこと。
- 2 避妊去勢手術を実施するに当たり、以下の内容について理解し同意したうえで、手術時及び術 前術後に発生した不測の事態及び手術に係る以後の経過については、一切の不服を申し立てませ ん。
- (1) 手術内容

全身麻酔により、避妊手術は卵巣若しくは子宮又は卵巣及び子宮を、去勢手術は精巣を摘出します。また、手術済の猫であることを示す識別の措置を行います。

(2) 手術の危険性

避妊去勢手術は、全身麻酔を伴う手術の為、麻酔薬に対するアレルギー反応の事故等、必ずリスクを伴います。また、高齢になるほど手術の負担が大きくなります。発情中のメスを手術する際は、出血が多くなる危険もあります。事前の精密検査等による内臓機能状態の把握が出来ませんので、飼い猫に対して実施する同様の手術よりもリスクが大きくなります。特に、野良猫は外部寄生虫・ウイルス感染症等の病気に既に感染している可能性が高いため、保護・入院によるストレスや手術に起因して発症し、死に至ることがあります。

(3) その他の事項

手術日前12時間はエサや水を与えないで下さい。全身麻酔をかけて手術を実施した際に、 胃の内容物を嘔吐し、嘔吐物により気管が詰まる危険性があります。

まちねこ活動廃止届出書

(宛先))	京都市	医療征	新生セ	ンター	長			年		月	F	∃
住所							活動者氏名						
								電話		_			
住所							活動者氏名						
								電話		_			
住所							活動者氏名						
								電話		_			
	登	録	地	域	名								

まちねこ活動	を廃止したいので届け出ます。
廃止の理由	

まちねこ避妊去勢手術実施申請書

			•				
(宛先)	京都市医療衛生	生センター長			年	月	日
住所			活動者	氏名			
				電話	_	_	
	登 録 地	域 名					
 京都市	方まちねこ活動支援勢	要綱に基づき、下記の	猫につき	まして、避妊元	去勢手術の	の実施を『	申請しま
す。	- 執手術を実施する):	こあたり、裏面の内容	について	· 珊椒 〕 同辛 :	したらう	で・手続品	去乃で活
		-めたり、裏面の内名 態及び手術に係る以往					
λ_{\circ}							
		î	Ī				
番号	毛 色	性別			特	徴	
1		□オス □メス	□不明				
2		□オス □メス	□不明				
3		□オス □メス	□不明				
注 該当	する□には、 レ 印を	ト を記入してください。	ı				
ここは記	記入しないで下さい				収受印	Ŋ	

_	達事項 6放猫時に活動者に返	ジ 却する必要があるも	のがあれ	げ記載 入			
			·> 10 00 11 0	13 11 43			
				ノ			
	新日 年 苗日(返却日)	月 年 月 F	7				
	苗場所(l \lambda1 F	-)			
	當立会者 ()			

第4号様式裏面

手術名 猫の避妊去勢手術

手術内容

全身麻酔により、避妊手術は卵巣若しくは子宮又は卵巣及び子宮を、去勢手術は精巣を摘出します。また、手術済の猫であることを示す識別の措置を行います。

手術の危険性

避妊去勢手術は、全身麻酔を伴う手術の為、麻酔薬に対するアレルギー反応の事故等、必ずリスクを伴います。また、高齢になるほど手術の負担が大きくなります。発情中のメスを手術する際は、出血が多くなる危険もあります。事前の精密検査等による内臓機能状態の把握が出来ませんので、飼い猫に対して実施する同様の手術よりもリスクが大きくなります。特に、野良猫は外部寄生虫・ウイルス感染症等の病気に既に感染している可能性が高いため、保護・入院によるストレスや手術に起因して発症し、死に至ることがあります。

その他の事項

手術日前12時間はエサや水を与えないで下さい。全身麻酔をかけて手術を実施した際に、胃の 内容物を嘔吐し、嘔吐物により気管が詰まる危険性があります。

まちねこ活動状況報告書

(宛先)	京都下	方医療	衛生セ	ンター	長			年	月	日
住所						活動者氏名				
							電話		_	
登	録	地	域	名						

まちねこ活動の状況を次のとおり報告します。						
現在管理する猫の頭数	頭					
現在管理する猫のうち 避 妊 去 勢 手 術 済 の 猫 の 頭 数	頭					
その他、まちねこ活動 に関する報告事項 (効果、苦情対応の状況、 課題、活動内容の変更等含む)						

収受印		

町内会等の名称

まちねこ活動承諾書

地域にいる所有者不明猫を、「まちねこ活動」の活動者が保護し、**避妊去勢手術** の後、元にいた場所へ戻し、適切に餌を与え、食べ残しやふんの清掃をする「まちね こ活動」について、以下の効果を期待することから、承諾します。

- (1) 避妊去勢手術による、猫の繁殖の防止、尿の臭いやさかりの鳴き声の軽減
- (2) トイレの設置、清掃の実施による、ふん尿の被害の軽減
- (3) 適切な餌やりによる、清潔の保持

;	役職	氏名	住所	電話番号

町内会等の名称

まちねこ活動承諾書

地域にいる所有者不明猫を、「まちねこ活動」の活動者が保護し、**避妊去勢手術** の後、元にいた場所へ戻し、適切に餌を与え、食べ残しやふんの清掃をする「まちね こ活動」について、以下の効果を期待することから、活動を継続することを承諾します。

- (1) 避妊去勢手術による、猫の繁殖の防止、尿の臭いやさかりの鳴き声の軽減
- (2) トイレの設置、清掃の実施による、ふん尿の被害の軽減
- (3) 適切な餌やりによる、清潔の保持

役職	氏名	住所	電話番号

まちねこ調査票

調査日及び調査者	年	月	日 (調査者)
調査の種類	□実施調査	(□新規		更新)	□活動終	了調査	
現地対応者							
現在の活動人数	人						
現在の猫の数	現在管理するが 手術実施済	苗	頭頭	見かけた	猫の数		
町内会等を代表する 者に対する合意の確 認	□ 書面(承)	諾書)			面会		
避妊去勢の実施見込 (実施予定時期等)							
餌やりを行っている 場所	箇所						
餌やりを行っている 時間・人数	時頃		人				
トイレの設置数	箇所						
ふんの処理を行って いる時間・人数	時頃		人				
苦情等の連絡先							
苦情対応事例							
活動における問題点 などその他参考事項							
まちねこ活動の効果 (野良猫が減った、 野良猫の子猫を見な くなった、野良猫の 糞尿の臭いが少なく なった等)	※ 終了時						

まちねこ活動の手続および流れ

① 地域住民2名以上を含むグループからの相談 (管理頭数10頭以上の場合は3名以上)

まちねこ活動の趣旨を理解してもらう

町内会等地域住民の合意形成を図る

※ 医療衛生企画課 : 広報活動や資料の作成

※ 医療衛生センター:相談窓口として地域の合意形成への支援

まちねこ理解に向けた説明や資料提供

活動の趣旨説明などの協力

※ 動物愛護センター : 地域の広報支援

② 町内会等の活動に係る承諾

③ 活動計画の作成

活動登録申請書と活動承諾書の提出

※医療衛生センター:書類審査

申請地域の現地調査(猫の状況把握、今後の管理活動の可否)

④ 活動地域として登録

※ 受理できない場合、申請者に理由説明

⑤ 活動団体及び町内会等で活動の周知及び猫の保護

活動団体から希望があれば、保護器を各区医療衛生コーナー又は動物愛護センターにおいて貸出

※医療衛生センター:保護器の貸出しについて、活動団体と調整

⑥ 猫が保護されたら、動物愛護センターか各区医療衛生コーナーへ持込み 手術実施申請書の提出

※ 動物愛護センター:保護された猫の引取り(同センターへ持込の場合引取り不要)

⑦ ■動物愛護センターでの避妊去勢手術の実施

※ 動物愛護センター: 術前・術後の猫の管理

⑧ | 登録地域へ猫を戻す(活動団体が引取)

※ 動物愛護センター: 現地へ搬送し、活動団体の立会の下、猫を元の場所に放つ

⑨ | 活動団体を中心に猫を地域で管理

※医療衛生センター:地域での管理状況の確認調査を行い、適切に管理できていない場合は、指導し、改善を求める。